

第1回 学校運営協議会

日時 令和8年6月12日（金） 18:00～

場所 本校2階 会議室

- 内容
- (1) 今年度の学校経営方針等について
 - (2) 業務管理・健康確保措置の実施に関すること
(特別区人事委員会の監査報告)
 - (3) 学校予算の執行状況
 - (4) その他
 - (5) 意見交換・質疑応答

■学校運営協議会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とその運営への必要な支援について協議する合議制の機関。

■コミュニティ・スクール（CS）

学校運営協議会を設置した学校。

■学校運営協議会の役割や権限

- 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する
- 教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、任命権者に意見を述べるができる

（教育委員会規則の例）

第●条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること
- (2) 学校経営計画に関すること
- (3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること
- (4) 組織編成に関すること
- (5) 学校予算の編成及び執行に関すること
- (6) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること
- (7) 学校安全の推進に関すること 等

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(意見の例)

- ・ 学校への必要な支援、地域人材の活用に関すること
- ・ 地域学校協働活動に関すること
- ・ 学習指導、生徒指導に関すること
- ・ 教職員の働き方に関すること

【学校運営協議会開催計画】

